

# マネロン等対策における 継続的顧客管理の知識と実務

## ① 継続的顧客管理のポイント整理

FATF対日相互審査結果の公表を受けて、金融部門が対応すべき喫緊の課題といえる継続的顧客管理。二〇二四年春までの期限付きだ。本稿ではまず、求められている継続的顧客管理とは何か、そのポイントを整理する。

現在、各金融機関では、マネロン、テロ資金供与および拡散金融（以下、「マネロン等」という）への対策の一環として、既存顧客にダイレクトメール（DM）を送付する等して顧客情報の再確認を行うといった、いわゆる「継続的顧客管理」が推進されています。

多くの既存顧客に対するDM送付、顧客からの問い合わせ対応、不着郵便への対応などは金融機関にとって負荷が大きく、進捗が芳しくない金融機関もあると聞きます。

しかし、継続的顧客管理は、マネロン等対策を推進するうえ

で必要不可欠な取組みであり、二〇二二年八月に公表されたFATF対日相互審査報告書も、「これらの金融機関（大規模銀行以外の金融機関）は、継続的顧客管理（略）等の、最近導入・変更された義務について、十分な理解を有していない（※カッコ内は筆者による）」などとして、日本の金融機関等が優先して取り組むべき事項の一つに「リスクベースの継続的な顧客管理」を掲げています。これを

受けて政府は、「金融機関等による継続的顧客管理」を「二〇二四年春（三月末）までに「完全実施」するよう求めており、

本誌刊行時点で、残された期間は一年半程度しかありません（注）。

そこで、本稿では、「継続的顧客管理のポイント整理」と題して、継続的顧客管理の意味とねらい、そしてその実務対応について、改めて可能な限り平易に解説することで、継続的顧客管理の推進を促す契機したいと思います。

なお、本稿では、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（二〇二一年一月二二日改訂版。以下、「GL」という）と、同「マネロン・テロ資金供

霽月法律事務所  
弁護士 大野 徹也

1998年明治大学政治経済学部経済学科卒業。2001年弁護士登録。名川・岡村法律事務所、アフラック、プロアクト法律事務所パートナーを経て2022年7月現事務所開設。金融機関での研修・セミナー等講師、執筆多数。公認不正検査士、公認AMLスペシャリスト。



与対策ガイドラインに関するよ  
くあるご質問（FAQ）」（二〇二二年八月五日改訂版。以下、「FAQ」という）に準じた解説を心がけていますが、平易な解説という目的との関係上、概括的な解説となっておりますので、ご留意ください。

（注）マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」（二〇二一年八月三〇日）2(3)金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る態勢整備の期限設定について」（二〇二一年五月三一日）

## 1 マネロン等対策の必要性

マネロン等は、犯罪組織が詐欺や薬物取引などの犯罪で得た収益を管理・移転したり、テロの実行や大量破壊兵器（核、生物、化学兵器等）の移転・拡散のための資金を管理・移転する行為です。組織犯罪、テロ、大量破壊兵器の拡散は、重大な人権侵害行為であるのみならず、安全保障上の脅威ともなっており、その封じ込めは、わが国のみならず、国際社会全体の大きな課題となっています。

その封じ込めのためには、組織犯罪、テロ、大量破壊兵器の拡散そのものを摘発していくのみならず、マネロン等の「金の流れ」を厳しく監視することで、これら資金の管理・移動を防止していくことが有効です。

そして、このようなマネロン等の多くは、金融機関の金融システムや金融ネットワークを通じて行われます。金融ネットワ

ークは、国際社会全体の金融機関の共有財産であり、その参加者である金融機関は、犯罪収益やテロ資金等が自らの金融システムを通じて金融ネットワークに侵入することを防止する責務を負います。もし、その責務を果たせない場合には、最悪の場合、金融ネットワークから排除されることとなります。

また、近時、金融機関を含む各企業は「ビジネスと人権」の観点から人権尊重責任を負うものとされており、自社の事業・製品・サービスが人権に対して悪影響を与える可能性があることを常に認識し、対処することにより、人権に対する悪影響を停止、防止、または軽減することが求められています。

金融サービスの提供者である金融機関は、自己が提供する金融サービスが、マネロン等（マネロン等が、人権に対して悪影響を与える行為であることは明らかである）に利用される可能性を常に認識し、対処する責任があります。

継続的顧客管理はこのようなマネロン等対策の一環として実施するものですが、ここからは、その内容について、リスク低減措置、顧客リスク評価、顧客情報調査、金融機関自らのマネロン等リスクの評価という順で解説します。

## 2 リスク低減措置から考える継続的顧客管理

### (1) リスク低減措置

金融機関は、自らの金融サービスがマネロン等に利用されないようにするため、様々な措置を講じています。例えば、口座開設時に取引時確認を行った後、大口取引の際には取引目的を確認したり、取引モニタリングや反社等データベースによるフィルタリングを行うほか、マネロン等の疑いが払しょくできない場合には取引を謝絶する場合もあるでしょう。

このように、自らの金融サー

ビスがマネロン等に利用されないようにするために金融機関が講じる様々な措置を、マネロン等が実行される「リスク」を「低減」するための措置という意味で、リスク低減措置とよんでいきます。

### (2) 顧客リスク評価

しかし、金融機関の顧客や取引は膨大な数にのぼり、そのすべての取引について同じようなリスク低減措置を講じることが現実的ではなく、実効性という観点からも問題があります。マネロン等を行うリスクの高い顧客がいるのであれば、その顧客に対する措置をより厳格に行い、リスクが低い顧客に対する措置は簡素化したほうが効率的であり、リスク低減措置の実効性も高まります。

そこで、金融機関は、顧客のリスクに応じたリスク低減措置を講じる前提として、顧客ごとにマネロン等を行うリスクの高さを評価しておくことが必要となります。これが、顧客リスク

# マネロン等対策における 継続的顧客管理の知識と実務

## ② 継続的顧客管理の実践Q&A

すでに行われている継続的顧客管理について、費用の負担や質問票の低回収率などの課題が現れてきた。そこで本稿では、よく聞かれる悩みの声を取り上げ、実務における実現可能性の高い対応を紹介する。

**Q1** 時間と費用がかかり  
現場の負担が大き  
い！

### Question

日常の業務に加え、DMの送付や電話対応等を行うには費用と時間がかかります。なぜ今、行わなければならないのでしょうか？

### Answer

日本におけるマネロン等防止に関する取組みは、国際的にみてもまだ十分な状況になく、その対策を一層

向上させる必要があるとされています。DM送付等による顧客情報の更新を通じた継続的顧客管理は、その中でも重要性の高い取組みと位置づけられています。

### 解説

DMの送付や電話対応等の実施は、たしかに費用や時間もかかり、なぜこうした取組みが必要となるのかよくわからないという声もよく聞きます。

しかし、DM送付等を通じて自社で把握している顧客の情報を更新していく作業は、継続的

弁護士法人中央総合法律事務所  
代表社員弁護士 パートナー 金澤 浩志



2004年現事務所入所。2014年から2年間金融庁監督局総務課勤務(国際監督室、法令等遵守調査室、政策課併任)。金融機関におけるコンプライアンス対応(業法、AML/CFT対応、個人情報保護等)、金融法務全般に関するアドバイスを行う。研修・セミナー講演、執筆多数。

顧客管理といわれるマネロン等防止のための重要な取組みの1環として行われる非常に重要なものなのです。

1 FATFで求められている継続的顧客管理

(1) 日本は「重点フォロワー」  
「ブ国」

マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策における国際協力を推進する政府間会合である「FATF (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会)」の日本に対する審査結果

金融機関にとって重要性を増している継続的顧客管理については、新しい取組みであることも相まって、実務的な対応の困難さが金融機関における負担となつていきます。

本稿は、このような継続的顧客管理の実践にあたっての疑問についてQ&A方式で解説するものです。

なお、本稿の意見にわたる部分については、筆者の個人的見解であり、筆者が現在または過去に所属した組織の見解を述べたものではありません。

(二〇二一年八月三〇日公表)では、日本におけるマネロン等防止に関する取組みは、国際的にみてもまだ十分な状況にはないとして、「重点フォローアップ国」に指定されました。

FATFからの勧告事項の一つに、「金融機関において、取引記録を考慮に入れた包括的、かつ、変化する顧客のリスク特性に基づく、顧客情報の検証方法の改善、及び、継続的顧客管理措置の完全な履行がなされるようにすべき」というものが含まれていることも踏まえ、金融庁は、継続的顧客管理の実施を含む「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の「対応が求められる事項」について、二〇二四年三月末までに対応を完了させることを各金融機関に対して要請しています。

(2) 求められる「リスクベール・ス・アプローチ」に基づく対応

適切にマネー・ローンダリングやテロ資金供与を防止するた

めには、顧客の属性や取引内容を踏まえてリスクを評価し、当該評価に応じたリスク低減措置を取ることで、すなわち、リスクベール・ス・アプローチに基づく対応が重要とされています。

つまり、リスクが高いと思われる顧客の取引等については厳格なリスク低減措置を取る一方で、リスクが低いと考えられる場合には簡素な措置とすることで、限られたリソースを十二分に活用した的確な対応の実施が可能となるというわけです。

2 最新の情報に基づいたリスク評価の必要性

(1) 常に最新の情報に基づいたリスク評価を

こうしたリスクベール・ス・アプローチの基礎となるリスク評価にあたっては、常に最新の情報に基づいて行う必要があります。なぜならば、古い顧客情報に基づいてリスクがどの程度であるか評価しようとしても、その

情報がすでに不正確なものとな

ってしまっていては、正しい評価とはならないからです。

つまり、既存の顧客に対するリスクの評価は、最新の情報を踏まえて従前のリスク評価を見直すことが必要であり、またその後、リスクに応じた頻度あるいは随時のタイミングで顧客情報を更新していく必要があるということになります。

(2) 適正なリスク評価に従ってリスクを低減

そして、このように見直されたりリスク評価結果に従って、適切なリスク低減措置を取っていくこと、これが継続的顧客管理という取り組みであるということになります。

このように、日常業務に加えDM送付等の対応は、たしかに時間やコストを要するものではありますが、前述のような趣旨に基づく取組みであることを理解し、その重要性を認識することが必要です。

要請高まるマネロン等対策の基本と動向をやさしく理解

弁護士法人 中央総合法律事務所  
 國吉雅男 金澤浩志 高橋瑛輝 [著]  
 ●A5判・168頁  
 ●定価：1,320円(税込)

- ▶金融機関のマネロン・テロ資金供与対策の意義と実務対応の要点がわかる1冊
- ▶顧客リスク評価やリスクが高い場合の追加措置、輸出入取引等に関する金融庁ガイドライン改正および取引時確認に関する改正事項を反映
- ▶金融 AML オフィサー認定試験 [基本]・[実践] の学習教材にも好適

※お申込みは巻末の申込書をご利用ください

金融機関行職員のための

マネー・ローンダリング対策Q&A [第3版]



解説

相談業務に活かす

# iDeCo (個人型確定拠出年金) の基礎知識

より長く多様な形で働く社会へと変化する現在、高齢期の経済基盤の充実には各種年金制度の活用が欠かせない。本稿ではiDeCoに着目し、そのポイントを整理する。また、農業者年金やつみたてNISAとの違いを的確に説明できるよう、ぜひ押さえておこう。

株式会社  
ラピュータファイナンシャルアドバイザーズ  
取締役 事業統轄本部長 川崎 誠



1975年生まれ。筑波大学社会学類法学専攻卒業。農林中金アカデミー講師。年金、高齢者との金融取引、相続実務の研修等において、窓口および渉外担当者視点による研修を提供している。

## 1 iDeCoの特徴二つを押さえよう

### 特徴1 働き方にかかわらず加入できる

要しない人でも、iDeCoは、定められた範囲内において活用することができます。

iDeCoの最大の特徴は、働き方にかかわらず加入できることです。農業者年金に加入している人は、重ねてiDeCoに加入することはできません。

途中で働き方が変わっても、所定の手続きを経ることでよ、iDeCoの掛金拠出および資金運用を継続することができます。

iDeCo (イデコ) は、個人型確定拠出年金の愛称です。確定拠出年金は、私的年金の一つです。私的年金は、公的年金の上乗せ給付と位置づけられています。

高齢期において豊かな生活を送るためには、公的年金では不足が生じる可能性が指摘されており、また、少子高齢化に歯止めがかからない現状では、将来における公的年金の給付水準の低下も懸念せざるを得ません。このような状況下において、私的年金は重要な役割を担っています。

私的年金には、確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金、国民年金基金、農業者年金などがあり、会社員であれば、勤務先が実施する企業年金を活用することになりますが、JAの組合員など会社員ではない働き方をしている人は、自身で私的年金を選択し、将来に向けた準備をしなければなりません。JAから組合員に対して、私的年金に関する情報を提供することは、組合員において有益な情報となり、JAと組合員との関係強化に資するものとなるでしょう。

が、自営業で国民年金基金に加入している人でも、会社員で各種企業年金に加入している人も、国民年金の第三号被保険者として国民年金保険料の納付を

地域差もあると思いますが、農業を担う組合員の皆様の働き方は様々ではないでしょうか。農業專業の方の他、会社勤めを継続しつつ農業に携わる方もい

このような知識と情報提供能力を備えておくのがよいでしょう。i De Coには、多くの金融機関が参入しています(二〇二二年七月七日現在の運営管理機

組みになっています。それだけに、i De Coに関する金融機関職員には、正確な知識と的確な情報提供能力が必要とされます。JAとしても、

**特徴2 加入者自身で選択する仕組みになっている**

i De Coは、あらゆることを加入者自身で決める仕組みになっていることも特徴の一つです。i De Coへの加入、掛金の金額、資金の運用先、資金の受取り方、資金の受取開始年齢、利用する金融機関、これらすべてを加入者自身で選択する仕組みになっています。

収入を得ることにねらいがあるのではなく、顧客の年金受給期までを見通し、i De Coを通じて顧客との接点を維持し、そして、i De Coを個人顧客のいわゆるメイン化を図るためのツールとして捉えているのです。

i De Coは、掛金の払込期間から年金の受取期間まで長い期間の利用が想定され、また、随所で加入者に対する情報提供の必要が生じます。i De Coの顧客を獲得しようとしている金融機関は、i De Coによる各種

関登録業者は二二二社。厚生労働省ウェブサイ

トより)。JAとしては、多くの金融機関がi De Coに参入しているねらいを再確認しておかなければなりません。

【図表1】 i De Co加入者と掛金の金額等

加入区分	加入対象者	掛金(注)の上限	加入対象とならない人
国民年金の第1号被保険者(20歳~60歳)	20歳以上60歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生など	月額6万8,000円(年額81万6,000円) ただし、国民年金基金または国民年金付加保険料との合算枠	農業者年金の被保険者、国民年金の保険料を免除(一部免除を含む)されている人(ただし、障害基礎年金を受給している人などは加入できる)
国民年金の任意加入被保険者(65歳まで)	国民年金に任意加入した人(60歳以上65歳未満で、国民年金の保険料の納付済期間が480ヵ月に達していない人など)		—
国民年金の第2号被保険者(65歳まで)	65歳未満の厚生年金の被保険者(会社員または公務員)	①勤務先の企業に企業年金がない会社員 ……月額2万3,000円(年額27万6,000円) ②勤務先の企業において(公的年金の他に)企業型確定拠出年金のみに加入している会社員 ……月額2万円(年額24万円) ③勤務先の企業において(公的年金の他に)確定給付企業年金または厚生年金基金等と企業型確定拠出年金の両方に加入している会社員、勤務先の企業において(公的年金の他に)確定給付企業年金または厚生年金基金等のみに加入している会社員、公務員等 ……月額1万2,000円(年額14万4,000円)	勤務先の企業において企業型確定拠出年金に加入している人で、企業型確定拠出年金規約で個人型確定拠出年金への同時加入が認められていない場合
国民年金の第3号被保険者(20歳~60歳)	厚生年金の被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	月額2万3,000円(年額27万6,000円)	—

(注) i De Coの掛金は、月5,000円から始められ、上限額の範囲内において、1,000円単位で設定することができる。この掛金は、毎月、定額の掛金を拠出することが原則だが、所定の手続きにより、掛金の拠出を1年の単位で考え、加入者が年1回以上、任意に決めた月にまとめて拠出することもできる。また、掛金の金額は、1年に1回限り変更可能。掛金の拠出を止めることはいつでもできる。